

2019年2月6日

**川崎医療福祉学会誌 編集委員会 投稿規程  
(和文誌, 英文誌共通)**

**1. 投稿内容**

本誌（和文誌, 英文誌を含む；以下同じ）への投稿原稿は、医療福祉およびその関連領域の学術的発展に寄与する論文とし、他誌に未発表のものに限る。

**2. 投稿資格**

本誌への投稿は、原則として川崎医療福祉学会会員に限る。共著者も論文掲載時には会員でなければならぬ。

**3. 投稿承諾書**

投稿に際しては、共著者全員がその内容に責任を持つことを明示し、署名捺印した投稿承諾書またはそれに相当する文書を添付する。

**4. 投稿の区分**

投稿論文の区分（原稿の種類）として、以下を設ける。

総説（Review article）：一つのテーマに関する多くの研究論文の総括、評価、解説等。

論説（Essay）：各分野における活動、政策、動向などについての提案、提言。

原著（Original paper）：新知見または創意を含むもの。

短報（Short report）：原著と同じ性格であるが、研究完成前あるいは速報的に書かれたもの。

資料（Material）：調査、統計等に関するもの。

教育・実践研究（Educational and practical research）：教育方法および実践の提案や取り組みの報告。

症例報告／事例報告（Case report）：学術的ないし実践的に興味深い症例・事例を報告するもの。

**5. 投稿原稿**

本規程および執筆規程に従うものとする。

**6. 採否**

投稿原稿の採否は、査読者の意見を参考にして、編集委員会で決定する。場合により修正を求めることがある。修正を求められた場合は指示された期日内に修正原稿を提出することとし、特段の理由なくその期限を大きく超過した場合、査読を停止し著者に差し戻しをおこなう。差し戻された原稿は、次号以降にエントリー及び投稿があった場合、新規の投稿論文として処理される。

**7. 校正**

著者校正は原則として初回のみとする。この際、修正は不適切な字句の訂正や図表のサイズ・挿入位置等の調整のみとし、内容の改変は認めない。

**8. 掲載料**

掲載料は執筆規程に定める範囲内までは無料とするが、それを超えるものに関しては、その分量に応じて超過料金が著者に請求される。超過料金の金額については別に定める。

**9. 別刷**

別刷は30部まで無料（ただし表紙なし）とし、これを超える場合は、実費負担とする。

**10. 著作権**

本誌に掲載された原稿の著作権は、川崎医療福祉学会に属する。但し、著者自身が使用する場合は本会の許諾を必要としない。

**11. 投稿先**

原稿等の必要書類は、別途定める方法に従い、下記宛に提出する。

〒701-0193 倉敷市松島288 川崎医療福祉大学 川崎医療福祉学会誌 編集委員会事務局

**12. 投稿規程の改正**

本規程の改正は、編集委員会の議を経て行う。